

第5期嬉野市農業委員会
第2回定例総会議事録(公表用)

平成30年9月3日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第2回定例総会議決一覧

第5期嬉野市農業委員会第2回定例総会議事録

| 議案番号 | 整理番号 | 件名 | 議決日 | 議決結果 |
|-------|------|-------------------------|------------|------|
| 報告第1号 | | 農地等形状変更届出について | | |
| | 1 | 岩屋川内陣野 外2筆 畑の嵩上げ | H30.09.03 | 了 承 |
| | 2 | 岩屋川内陣野 畑の嵩上げ、基盤整備 | H30.09.03 | 了 承 |
| 議案第1号 | | 農用地利用集積計画の解約について | | |
| | 1 | 下宿梅ノ木谷 賃借権 | H30.09.03 | 承 認 |
| 議案第2号 | | 農用地利用集積計画の決定について | | |
| | | 利用権設定 | | |
| | 塩1～5 | 馬場下城ノ下 外9筆 賃借権・使用貸借権 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 嬉1～3 | 下野二本松 外10筆 賃借権・使用貸借権 | H30.09.03 | 承 認 |
| | | 所有権移転 | | |
| | 1 | 五町田今川 あっせん | H30.09.03 | 承 認 |
| 議案第3号 | | 農地法第4条申請の許可について | | |
| | 1 | 下宿野畑 外1筆 駐車場 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 2 | 下宿葛尾 二世帯住宅（宅地拡張） | H30.09.03 | 承 認 |
| | 3 | 久間山ノ神 外2筆 植林 | H30.09.03 | 承 認 |
| 議案第4号 | | 農地法第5条申請の承認について | | |
| | 1 | 下宿第七区画整理 住宅敷地 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 2 | 下宿第七区画整理 宅地分譲 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 3 | 下宿葛尾 通路（宅地拡張） | H30.09.03 | 承 認 |
| | 4 | 岩屋川内立石 外1筆 駐車場及び資材置場 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 5 | 下宿二本栗 太陽光発電設備設置 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 6 | 下宿二本桜 外4筆 太陽光発電設備設置 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 7 | 大草野塔ノ原 資材置場及び社員駐車場 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 8 | 下野長波須ハ 一般住宅 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 9 | 大草野八ツ江 一般住宅 | H30.09.03 | 承 認 |
| | 10 | 五町田千堂 駐車場用地 | H30.09.03 | 承 認 |
| 議案第5号 | | 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について | | |
| | 1 | 吉田祇園 託児所建設 | 承認留保（継続審議） | |
| 議案第6号 | | 非農地証明願について | | |
| | 1 | 下宿嬉ノ松 | H30.09.03 | 証明決定 |
| 議案第7号 | | 農業者年金加入推進部長の選出について | H30.09.03 | 同 意 |

- 1 招集年月日 平成30年9月3日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 9月3日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 9月3日 午後3時03分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の 非公開
可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

| 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|------|-------|----|--------|------|-------|----|----|
| 会長 | 川内利光 | 出 | 議長 | 7 | 原田謙次 | 出 | |
| 1 | 池田博幸 | 出 | | 8 | 峰正己 | 出 | |
| 2 | 馬場みどり | 出 | 憲章朗読 | 9 | 中島文二郎 | 出 | |
| 3 | 森和義 | 出 | | 10 | 杉崎順憲 | 出 | |
| 4 | 西田昭義 | 出 | 事前審査班長 | 11 | 山口安則 | 出 | |
| 5 | 植松和幸 | 出 | 議事録署名 | 12 | 生田健児 | 出 | |
| 6 | 山口智佐代 | 出 | 議事録署名 | | | | |

(職員等)

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 白石伸之 | 主事 | 三根拓己 |
| 主事 | 永田良子 | 農林課主任 | 納富 作男 |

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第5号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業者年金加入推進部長の選出について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 定刻になりました。

本日は、全委員出席です。川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣言をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

今日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号2番馬場みどり委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告1件と議案は7件で、審議事項は28件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号5番植松和幸委員と6番山口智佐代委員を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、報告第1号 農地等形状変更届出についてです。

整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。届出人は、上岩屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内陣野、外2筆。地目は3筆とも畑、面積は合計で6,728㎡です。理由は、作業能率を向上させるとともに、作業の安全を確保するため、畑の嵩上げをしたいということです。図面は2ページと3ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、10番委員、地域担当委員としての説明、意見を願ひします。

地域担当 はい。先日31日、現地審査に行きまして、〇〇〇〇さんの畑を見て参りました。高さが、かなり高低差があって、それで高い方から低い方へ土を盛り土するっちゅうことで、乗用で摘採するのが仕事効率ではいいように、ある程度滑らかにするっちゅうことで、高い方は3mから3m50ぐらいを落とすっちゅうことでした。

議長 続いて、8月31日に2班で実施した事前審査の結果について、今回臨時に班長を務めた4番委員、報告をお願いします。

班長 2班の皆さん、関係者の皆さん、本当にあの、17件も4時半まで御苦労さんでございました。しかも雨の中で、大分****（録音不良00:06:28）無事審査ができたと思います。ただ今の件の〇〇さんの件でございます。今言

われたとおりでございます。非常に昔っから、50年以上たっているような茶

畑で乗用が使えない。15度以上の斜面、傾斜があるというようなところで、そのへんのところを補正しながら乗用で管理ができるような、摘採できるような形にしたいというようなことでございますし、非常に前向きな取組だなあということが、感じてきたわけでございます。よろしくをお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないたいと思います。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承です。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。届出人は、上岩屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内陣野、地目は畑、面積は1,126㎡です。理由は、作業の能率を上げるため、畑の嵩上げ、基盤整備をしたいということです。図面は4ページと5ページ、写真は2番を御覧ください。以上です。

議長 この件につきましては、10番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 はい。先ほどの、同じ陣野、上岩屋の陣野地区です。作業効率のために、農道より1m、もう少しあったでしょうかね。肩が下がってましたので、それを作業の効率を良くするために嵩上げをして、また、お茶を植え替えるっちゅうことやったです。以上です。

議長 事前審査の結果について、班長、報告をお願いします。

班長 今、言われたとおりでございます。あの泥は、どがんすつとですか。いうふうなことを聞いたところ。ちょっと遠かばってんが、水害なんかで排土が出た

やつを使って、それで嵩上げをするということでした。作業の効率化を行うためにも非常にいい取組ではなかろうかなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

議 長
3 番

それでは、質疑を行ないたいと思います。質問、意見はありませんか。はい。
写真を見れば、現況を見れば、嵩上げしたような恰好になってますけど、現場としてはどういうふうな、現地はどのように、もう嵩上げしたような写真ですけど。

議 長
地域担当

10番委員
えっと、実際言うて、あの、仕事をもう、少し行っておんしゃつとです。

議 長

私からですけれども、私が聞いた話では、もう作業をしようとしたと。で、あのう、推進委員の人がですね。届をせんばと注意をして、されたようですね。
ま

あ、そういう意味では、推進委員の方、よろしくお願ひしときます。

3 番

ちょっと、内容と現況が違うわけですね。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、農地等形状変更届出について、整理番号2番については、全員了承です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の解約についてを議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書6ページ、整理番号1番です。貸付人は、湯野田の〇〇〇〇様、借受人は、社会福祉法人このめ会様です。所在地は、大字下宿梅ノ木谷、地目は畑、面積は1,263㎡、利用権区分は賃借権で、目的は茶です。期間は平成25年4月1日から平成35年3月31日までです。小作料は、反当り茶0.55kg、年0.7kgです。解約理由は、人手不足で耕作ができないためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないたいと思います。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画の決定についてを、議題とします。皆さんに、お諮りします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から5番までを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

はい、異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から5番までについて、農林課の説明を求めます。

農林課

別添の表、1ページ目を御覧ください。利用権設定塩田町の分整理番号1番から5番までについてです。貸し手人は、塩吹の〇〇〇〇様、外4名様です。借り手人は、同じく塩吹の〇〇〇〇様、外2名様です。所在地は、大字馬場下城ノ下、外9筆、地目は田、面積は合計で8,312㎡です。利用権は使用貸

借

権、期間は1年から10年で、再設定と新規です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から5番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員

「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

次に、利用権設定嬉野町の分です。皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農林課

2ページ目を御覧ください。整理番号1番から3番までです。貸し手人は、下野の〇〇〇〇様、外2名様です。借り手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、外2名様です。所在地は、大字下野二本松、外10筆。内訳としましては、田が3筆、畑が8筆。面積は合計で9,336㎡。内訳は、田が4,385㎡、畑が4,951㎡です。利用権は賃借権、期間は3年から10年で、再設定と新規です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から3番までについて、質疑を行ないま

す。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から3番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、所有権の移転について、整理番号1番について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

別添の表3ページ目を御覧ください。所有権の移転 整理番号1番です。売り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様、買い手人は、畦川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田今川、地目は田、面積は合計で435㎡。所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。対価としましては、反当たり459,770円、全体で200,000円です。以上です。

議長

それでは、所有権の移転 整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について 整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書7ページ、整理番号1番です。申請人は、温泉1区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿野畑、外1筆、地目は2筆とも畑、面積は合計で325㎡です。用途目的は、駐車場。事由は、申請地は、現在休耕地である。隣接する道路に路上駐車もあり、自家用車も借地に駐車しているため、同時利用地である宅地を含め一部有料駐車場として転用したいということです。東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。図面は8ページと9ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議長

6番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

6番、〇〇です。場所は、耕作放棄地となったところで、本人さんが駐車場

にしたいと要望があり、また、周りの方の承諾を得てらっしゃいます。また排水関係もU字溝をはめたりされるということなので、問題はないと考えます。どうかよろしくをお願いします。

議 長
班 長

続きまして、班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

この土地は、一部が役場の換地でもろた土地だそうでして、で、おやじの代から、何か、見たこともないような人に貸しとったというようなことなんですけれども、今、〇〇さんが申されたように、まっ、荒廃地ですね。それで非常に、あのう、あの辺は路上駐車がが多いということで、それから、自分も、自分の所も駐車場を持ったりして貸しとるということなんです。そういうことで一部は自分の所の駐車場にしながら、他は有料駐車場として活用したいというようなことをございます。どうぞ、よろしくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第3号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号2番です。申請人は、内野内野山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿葛尾、地目は畑、面積は135㎡です。用途目的は、二世帯住宅。事由は、申請地は、現在居住している宅地に隣接した農地である。既存の宅地を含め、二世帯住宅用地として転用したいということです。東は水路、畑、西は宅地、南・北も宅地です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。図面は10ページと11ページ、写真は4番を御覧ください。

なお、議案書の14ページにあります議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について整理番号3番は、これに関連する案件として提出されています。以上です。

議 長
地域担当

6番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

場所は、居住されている隣の前栽畑です。問題ないと思います。どうか、よろしくをお願いします。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

6番委員が、おっしゃったとおりです。娘さん二人おらして、一人が帰って来るということで、立派な家やったんですけど、造り直して二世帯住宅にするということで、前栽畑まで宅地がかかるというようなことで、申請になっているように思います。どうぞよろしくをお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第3号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3番です。申請人は、新村の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間山ノ神、外2筆。地目は3筆とも田、面積は合計で2,662㎡です。用途目的

は、植林。事由は、申請地は、休耕地である。近隣の農地においても放置され、荒廃が進み原野となっている。猪被害のため農作物の育成も不可能であり、植林として転用したいということです。東は道路、山林、西・南は山林、北は道路、雑種地です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。図面は12ページと13ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長 9番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 9番、〇〇です。申請地はですね。以前は稲作、水稻を耕作していたんですけども、5年前くらいからですね。休耕地という、休耕地になってですね。最近は、特にイノシシが多くて、どうすることもできないということですね。で、この〇〇さんがですね。五町田の新村ですね。この場所が堤の上ですね。距離も、結構5km以上ある関係ですね。どうしても管理し得ないということで、今回農振除外してですね。山林に転用したいということで、仕方ないかないう感想を持っております。以上です。

議 長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 9番委員から言われたとおりです。ただ、あの、ちょっと現場を見てみますと、北側に太陽光発電があるわけですよ。その太陽光発電の南側に植林をして、

ほんのこて大丈夫ね。現地の許可は、と言ったら、地主さんに、ちゃんと取っ

てますということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第3号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書14ページ、整理番号1番です。譲渡人は、井手川内の〇〇〇〇様、譲受人は、温泉4区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理。地目は畑、面積は104㎡です。用途目的は、住宅敷地。事由は、申請地は、休耕地であり用途区域である。近隣に勤務先があり、近くに住居用地を探していたところ適地があったので、隣接の宅地を含み、住宅用地として転用したいということです。東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地、道路です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。売買価格は、反当たり33,442,308円、全体で3,478,000円です。図面は17ページと18ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議 長

6番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

場所は、都市計画区域内で、別に問題ないと思います。よろしく、お願いします。

議 長

班長。

班 長

今、6番委員が、おっしゃったとおりでございます。周りは、もう住宅地でございますので、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号2番です。譲渡人は、下岩屋3区の〇〇〇〇様、譲受人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理。地目は畑、面積は135㎡です。用途目的は、宅地分譲。事由は、申請地は、用途地域であり、病院やスーパー等が近く、宅地分譲計画をするのに最適な土地である。同時利用地の宅地を含め、宅地分譲用地として転用したいということです。東は宅地、道路、西は宅地、南は道路、宅地、北は宅地です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。売買価格は、反当たり30,918,519円、全体で4,174,000円です。図面は1

9ページと20ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議 長

6番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

これは、都市計画区域なので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

今、6番委員が、おっしゃったとおりでございます。3区画に分けて分譲するということで、その前にも、ちょうど譲受人の、この方の家の方に隣接しておりますので、まあ、問題ないのではなかろうかなと思います。よろしくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。この案件は、先ほど承認された議案書7ページの議案第3号整理番号2番に関連する案件です。また、認識不足によるとの理由で、譲受人から始末書が提出されています。譲渡人は、内野内野山の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく内野内野山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿葛尾、地目は田、面積は13㎡です。用途目的は、通路、宅地拡張。事由は、申請地は、現在居住している宅地に隣接した農地である。二世帯住宅建築に伴い宅地への出入り口、通路として転用したいということです。東は道路、西は田、南、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。この契約は、贈与です。図面は21ページと22ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議 長

6番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

どうも家の建った時、そこだけ登記し損なったとでしようね。悪気はないものと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号4番です。譲渡人は、下吉田の〇〇〇〇様、譲受人は、武雄市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内立石、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で782㎡です。用途目的は、駐車場及び資材置場。事由は、申請地は、現在休耕地である。鉄鋼業を営んでおり、社内での製品置場等が手狭になり、加工作業に支障をきたしている。従業員駐車場や大型トラックの置場等が必要なため、駐車場及び資材置場として転用したいということです。東は道路、西は宅地、田、南・北は宅地です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。売買価格は、反当たり16,636,829円、全体で13,010,000円です。図面は23ページと24ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議 長

10番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

今説明のあったとおりです。今、田ですけれども、田の中で、イチジクと、それから少し野菜、あとは、もうちょっと放棄地みたいな感じやっただす。

ここで、ちょっと質問を、この鉄工所の社長さんがですね。今の形状の1mばかり下げるかなっていう話があったとですけど、そういうときは、変更届みたいなのが要るとですかね。

事 務 局

農地としての形状を変更するのではなく、今回は転用の許可を求めているので、転用の許可がなされた後に形状を変更することについては、農業委員会への届出等は必要ありません。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

今言われたとおりなんですけど、いろいろと先のことを聞いてみますと、周りにU字溝を設置するなどの計画も持っておられますし、周りに迷惑をかけることはないんじゃないかなと思います。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書15ページ、整理番号5番です。貸付人は、今寺の〇〇〇〇様、借受人は、同じく今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本栗。地目は畑、

面積は755㎡です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、休耕地である。作業がしにくく機械を入れるにも道路がなく、耕作の見通しもない。農地の維持管理も困難なため、同時利用地の山林を含め太陽光パネル設置として転用したいということです。東は宅地、原野、畑、西は畑、南は畑、山林、北は宅地です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。この契約は、使用貸借による利用権の設定です。図面は25ページと26ページ、写真は10番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

5番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

5番、〇〇です。太陽光発電設備を設置したいということでした。以前は、あの、お茶を耕作をしておられました、道もなくですね。最近、休耕地になっております。で、あのう手前の方にですね。宅地が1箇所あってですね。その宅地の方から排水路のある方にですね。側溝を設置して、迷惑をかけないようにするということでした。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

今、おっしゃったとおりでございます。宅地の所が、私たち現地審査をする上で1番、あのう、問題ではなかろうかなあということで、いろんな質問をしたんですけれども、行く行くは向こうも茶畑が家に迫っているものですから、登記ができてしもうてから譲渡をしたいということですね。それから、今おっしゃたように、流れて来る水はU字溝で家の方さん直接来ないようにするとか、もしもの事を考えて、1.3の大体ですね、ブロックをずっと、ブロックを積んでいくということですね。話を聞いた限りでは、非常にその辺を真剣に考えておられます。また、全部茶畑をこがす、そういう訳ではなくて、2列ぐらいを残しとこうかなと、残しとこうと思うとということでございますので、そういうふうな配慮をされておりますので、いいのではなかろうかなあと思います。どうぞ、よろしくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申すること
と
に決定しました。

続きまして、整理番号6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

整理番号6番です。譲渡人は、今寺の〇〇〇〇様、〇〇〇〇様です。譲受人は、同じく今寺の有限会社嬉野板金様です。所在地は、大字下宿二本桜、外4

筆、うち田が4筆、畑が1筆です。地目は田と畑、面積は合計で5,004㎡、うち田が4,016㎡、畑が988㎡です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、耕作は行っていたが、高齢でもあり今後は耕作を行う予定はない。維持管理が困難なことから、土地の有効活用のため同時利用地の原野・山林を含め、太陽光パネル設置として転用したいということです。東は宅地、西は道路、田、南は畑、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり600,620円、全体で3,005,

5

00円です。図面は27ページと28ページ、写真は11番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

5番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

現地では、ですね。耕作は行っていたが、現在はですね。小作に出しておられましてですね。ただ、あのう、最近干ばつがひどくてですね。水がちょっと足りなくてですね。小作者も頭を悩ませておりますが、また、イノシシも3年ぐらい前からですね。****（録音不良00:46:55）譲渡人さんの〇〇さん、〇〇さんは、御高齢でですね。最近はもう働きもえんでですね。旦那さんの方は施設に入って、奥さんの方が病気で入院をされております。そういうことで、土地を有効利用したいということで、板金さんの方にとということです。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

今言われたとおりで、非常に、あのう、なんか地域を全体を配慮したような形で太陽光発電をしたいということでしたので、私たちは、いいのではなかろうかなと感じがします。よろしくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

整理番号7番です。譲渡人は、塩田の〇〇〇〇様、譲受人は、袋の有限会社光武建設様です。所在地は、大字大草野塔ノ原、地目は田、面積は1,152

㎡

です。用途目的は、資材置場及び社員駐車場。事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後の耕作の予定もない。会社の資材が増え社員の駐車スペースを使

用しているため狭く、作業用車両の出し入れにも苦勞している状況もあり、資材置場及び社員駐車場として転用したいということです。東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり6,944,444円、全体で8,000,000円です。図面は29ページと30ページ、写真は12番を御覧ください。以上です。

議 長

4番委員、地域担当委員としての説明。

地域担当

ここはですね。一応、光武建設の作業のほんの隣でございまして、東側と南側は、光武建設が困むような形になっておりますし、私もちょいちょいあすこの前を通るんですけども、非常に、あの、車が多くてですね。出し入れに苦慮されているような所でございます。そういうふうなことで、もう既に59年に申請をして、形状変更届を出しておられますおられますし、問題なかとじゃなかかな思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申すること

とに決定しました。

続きまして、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号8番です。譲渡人は、式浪の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく式浪の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野長波須ハ。地目は畑、面積は262㎡です。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後耕作の予定もない。夫婦共働きであり、親、祖父母に子供の世話をお願いしたいと考えている。また祖父母、親の老後の事も考え、実家隣りの祖父の土地を利用し、一般住宅用地として転用したいということです。東は道路、西は宅地、道路、南は宅地、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。この契約は、使用貸借による利用権の設定です。図面は31ページと32ページ、写真は13番を御覧ください。以上です。

議 長

4番委員、地域担当委員としての説明、意見、併せて班長としての報告をお願いします。

地域担当

式浪公民館のちょうど下の辺りに当たるんですけども、要は、祖父の家っていうのが、前栽畑みたいな形になっているんですけども、裏側の土地です。そういうなことで、排水も一応、前の家と共同みたいな形の中で、排水を考え

ておられます。ちょうどあの、非常に道勝手もいいところでございますので、問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号9番について、説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書16ページです、整理番号9番です。譲渡人は、南下の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく南下の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野八ツ江、地目は畑、面積は570㎡です。用途目的は、一般住宅。事由は、現在、妻の実家で7人同居しているが、子供達も成長し住居が手狭になった。義父の農業を手伝いながら、引き続き塩田町に定住したいと考えており、義父所有の農地に私達4人家族の住宅を建築するため、一般住宅として転用したいということです。東は水路、西は道路、南は水路、北は田です。農地区分については、第1種農地で、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であり、農振農用地であります。除外の許可が下りた事を確認はしております。この契約は、使用貸借による利用権の設定です。図面は33ページと34ページ、写真は14番を御覧ください。以上です。

議 長

4番委員、農業委員としてと班長としての意見をお願いします。

地域担当

今、説明がありましたように農業振興地域でございましたけれども、これを除外申請して、許可を制定できる。で、あそこは平たんでですね。そいで、(ウラカシ?) なんですけれども、あの一帯、細長一帯が畑になっております。これは昔、いろいろ聞いてみますと、電車が通っておった頃の電車の跡ということでございまして、非常に住宅地からも、他の住宅地からも隣接しておりますし、問題ないような恰好だと思っておりますので、よろしく御審議ください。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号9番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

事務局長 続きまして、整理番号10番について、事務局の説明をお願いいたします。
整理番号10番です。譲渡人は、佐賀市の〇〇〇〇様、譲受人は、下岩屋3区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田千堂、地目は田、面積は159㎡です。用途目的は、駐車場用地。事由は、申請地は、休耕地であり、今後耕作の予定もない。現在、駐車スペースが狭く方向転換も困難であり、通路も狭いため、駐車場用地として転用したいということです。東は通路、西は雑種地、南は通路、北は畑です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり503,145円、全体で80,000円です。図面は35ページと36ページ、写真は15番を御覧ください。以上です。

議長 2番委員、地域担当としての説明、意見ををお願いします。
地域担当 はい。2番、〇〇です。35ページの地図を見ていただいてもよろしいでしょうか。この〇〇さんっていう、〇〇〇〇さんっていう方の実家がこの申請地を先の方に、上の方に〇〇〇〇さんってありますが、ここが実家だそうですが、今は、ここは誰もいなくて、空き家で、自分は、〇〇さんは、嬉野のアパートにいらっしゃるそうですけれど、今度、名前を登記し直そうと思って、そうしたら、ひいじいちゃんになっとなつたらいいですもんね。そしたら、ずうっとたどっていったら、〇〇さんという、その佐賀の方、佐賀にいらっしゃる〇〇〇〇さんっていう方が出て、もう、また〇〇さんを、〇〇〇〇さんの名義に、また変えようっていうことでしたけど、〇〇〇〇さんは、農地をないも持たれないので、田としては買うことができないからですね。一応、駐車場に、もう駐車場を先に作ろうということで、申請されているようです。ひいじいちゃんの代からのあれですから、結構何十人ってたどってきたらしいです。ここの田んぼは、もうこれからも作る予定もないしですね。駐車場に変えようということで、水はけのパイプを道路べたの方の道路の下に届けるみたいだから、それを中心に作られるようですので、いいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

議長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
班長 将来的には、いいんではなかろうかと思っております。よろしく、お願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号10番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号10番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

の互選により選出をお願いします。

議 長

ただいまの事務局の説明のとおり、農業者年金加入推進部長を選出したいと思いますが、前例に従い、塩田地区に1名、嬉野地区に1名、担当を置くこととして、2名の農業者年金推進部長を選出したいと思います。皆さん、御異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、農業者年金加入推進部長を2名選出します。選出方法等について、会長として、私が指名をし、皆さんの同意を得て決定したいと思います。皆さん、御異議はありますか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

異議なしと認めます。農業者年金加入推進部長2名の選出の方法は、会長の指名によることとします。それでは、指名します。植松委員と、原田委員を農業者年金加入推進部長に指名します。ただ今指名した両委員を、農業者年金加入推進部長にすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

全員挙手、異議なし認めます。全員同意であります。植松委員、原田委員、よろしくをお願いします。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

ないようですので、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第2回定例総会を閉会します。

(午後 3 時 3 分 閉会)